

令和6年1月4日
記者発表資料
(環境省同時発表)

死亡野鳥（フクロウ）における高病原性鳥インフルエンザの疑いについて（第3報）～陽性の確定～

令和5年12月28日、横須賀市内において発見された死亡野鳥（フクロウ 1羽）から、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生があり、国立研究開発法人国立環境研究所において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の報告がありました。

この結果を受け、神奈川県は、引き続き野鳥の監視強化や感染拡大防止措置等を行います。

《今後の対応》

12月28日に決定した対処方針に基づき、次の対応を実施します。

- 1 野鳥の監視強化
- 2 感染拡大の防止
- 3 鶏卵・鶏肉の安全対策・風評被害の防止
- 4 相談窓口の設置（12月28日設置済み）

《報道機関へのお願い》

- 1 発生現場、近隣農場及び死亡場所での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることからお控えいただくようお願いします。
 - 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、発生現場付近の農場等の生産者等、関係者が混乱することがないよう、ご協力をお願いします。
- ※ 我が国ではこれまで鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは報告されていません。

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課
課長 羽太 電話 045-210-4301
野生物グループ 小川 電話 045-210-4319